

## 大樹町まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）募集要項

大樹町では、地域再生計画「大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画」を策定し、大樹町が拠点となり北海道に多くの航空宇宙関連企業が集積する「宇宙版シリコンバレー」を目指すため、次の事業の実施に対し、大樹町まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）を募集します。

### 1 対象事業

#### ① 航空公園機能拡充事業

現在 1,000m の滑走路を有する「大樹町多目的航空公園」に、ロケット射場やスペースプレーン（宇宙往還機）が離着陸可能な滑走路、格納庫など航空宇宙関連実験・ビジネスに必要な機能を拡充するための調査・設計・工事等を行う事業。

#### ② 航空宇宙関連ビジネス推進事業

航空宇宙関連産業の集積を図るため、大樹町に拠点を有し航空宇宙ビジネスにチャレンジする事業者を支援するとともに、観光など航空宇宙ビジネスと関連する産業への波及効果の創出や航空宇宙に関する普及啓発など航空宇宙関連実験・ビジネスを推進する事業。

対象となる事業は、大樹町航空宇宙産業集積促進事業補助金交付要綱に基づき、あらかじめ事業計画書を提出し、町の認定を受けた認定事業に限る。

### 2 募集対象企業

大樹町以外に本社（主たる事務所又は事業所）を置く企業

### 3 寄附の金額の目安（募集寄附額）

1 9 億 1, 5 6 0 万円（令和 2 年度から令和 6 年度までの累計）

※寄附額の下限額は 1 0 万円となっています。

### 4 募集期間

令和 2 年 4 月 2 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

### 5 寄附金の払込時期

各法人（寄附企業）の事業年度内に寄附金を振込むことが必要です。

.....(例) 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月（令和 2 年度）が事業期間の法人（3 月決算法人）.....

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月（令和 2 年度）までの間に寄附金を払い込むことにより、令和 2 年度の法人税等の納税の際に軽減措置を受けることができます。

### 6 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置として、次のとおり最大 9 割の税の軽減措置を受けられます。ただし、各税の軽減措置には上限がありますので、個別にご相談ください。

①法人住民税 寄附額の 4 割を税額控除。

（法人住民税法人税割額の 20%が上限）

②法人税 法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の 1 割を限度。（法人税額の 5%が上限）

③法人事業税 寄附額の 2 割を税額控除。（法人事業税額の 20%が上限）

← 寄附額 →			
損金算入 (約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担

※令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用されます。

## 7 寄附の申出方法

別紙申込書に必要事項をご記入後、メール、FAX、郵便のいずれかの方法で下記担当まで送付してください。

〒089-2145

北海道広尾郡大樹町東本通33番地

大樹町役場企画商工課航空宇宙推進室 推進係

電話：01558-6-2113 FAX：01558-6-2495 Mail：uchu@town.taiki.hokkaido.jp

## 8 寄附金の払込方法

### (1) 納入通知書による払込

納入通知書を送付しますので、金融機関で払込みください。なお、下記以外の金融機関で払込みする場合は、振込手数料が必要となります。

帯広信用金庫本店・各支店、大樹町農業協同組合、忠類農業協同組合、大樹漁業協同組合、北洋銀行  
帯広中央支店、北海道銀行本店・各支店

### (2) 郵便局（ゆうちょ銀行）納付書による払込

納入通知書を送付しますので、お近くの郵便局（ゆうちょ銀行）で払込みください。なお、振込手数料は不要です。

### (3) 銀行等からの口座振込

大樹町会計管理者の口座情報をご連絡しますので、お近くの金融機関でお振り込みください。

## 9 寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、大樹町から受領書を送付いたします。税額控除を受ける際に必要となりますので、保管ください。

## 10 寄付申込みの拒否及び受納済み寄附金の返還

寄附者からの寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附の申込みを拒否し、又は既に受納した寄附金を返還する場合があります。

### (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合

### (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）からの寄附であると認められる場合

### (3) 政治的活動及び宗教的活動又はこれに類する活動を目的とした団体及び個人からの寄附であると認められる場合

### (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が拒否し、又は返還することが適当であると認める場合